

広島空港県営駐車場管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十年十一月十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第六十九号

広島空港県営駐車場管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

広島空港県営駐車場管理条例の一部を改正する条例（平成二十年広島県条例第二十九号）の施行期日は、平成二十年十一月十七日とする。